

金田町人の動き

世帯数	2,302	増	11名
人口	8,811		
男	4,293	女	4,518
出生	5	死亡	9
転入	38	転出	23

# かなだ

第137号

金 田 町 報  
 発行所 金田町役場総務課  
 編集兼発行人 植 高 芳 巳  
 印刷所 九州機関紙印刷所  
 電話 093 (602) 4 4 6 1

## 高額療養費支給制度の発足に当たって

金田町長 吉田 桃太郎

私たちの国民健康保険では、この度、高額療養費支給制度を発足することになりました。この高額療養費というものは、被保険者の方がお医者さんにかかって、自己負担額が一カ月三万円をこえた場合は、そのこえた額を国民健康保険が負担するという制度です。したがって長期療養の方、あるいはむずかしい病気の方は、医療費の自己負担は、一カ月三万円まで、ということになるわけで、まさに、国民健康保険制度発足以来の画期的な給付の改善といえます。ただ、ご注意いただきたいのは、国民健康保険の財政状態は決して楽ではないということと、さいきんの目を見張るような医療費の増加に加えて、この度はまた大幅な医療費の値上げがありました。国民健康保険の台所は正に火の車の状態にある、といえます。

私たちの国民健康保険は、この度、高額療養費支給制度を創設の理想に、一歩でも近づきたいという念願から他なりません。どうか、被保険者各位は、この間の事情をご覧の上、医療費節約にご協力いただき、この上にも国民健康保険の運営にご理解ご支援くださるようお願い申し上げます。

「高額療養費」とは、私たちの国民健康保険（国保）では、こんど、加入者（被保険者）がお医者さんにかかって、一人一カ月の医療費の自己負担額が三万円をこえた場合は、そのこえた分は国保が負担する、という制度を発足させました。

「高額療養費」はどのように入者（被保険者）がお医者さんにかかる場合、高額の医療費は、そのこえた分は全額、「高額療養費」として、国保が負担することになります。この場合、高額の医療費は、そのこえた分は全額、「高額療養費」として、国保が負担することになります。この場合、高額の医療費は、そのこえた分は全額、「高額療養費」として、国保が負担することになります。

1、暦月ごとに計算  
 月の一日から月末までの受診について一カ月として計算します。ですから、たとえばある月の十五日から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院した場合で、最初の月の診療費の一部負担金の額が二万円、翌月が二万円、合計一カ月四万円を自己負担した場合でも、一日から月末までの計算ですから高額療養費は支給されません。ただし、同一月内に入院してまたそこへ再入院したような場合は、合わせて計算されます。

2、病院、診療所ごとに計算します。  
 たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にいかかっている場合、一部負担金（自己負担分）として一カ月に甲の病院へ五万円、乙の病院へ四万円を支払った場合は、甲の病院の分については三万円を控除した二万円、乙の病院の分については同様に一万円の高額療養費が支給されます。甲乙両方の病院を合算するということはありません。

3、歯科は別  
 病院または診療所に内科などの科と歯科がある場合は、内科などの科と歯科は別の病院または診療所として扱います。

4、総合病院  
 総合病院の各診療科はそれぞれ、別の病院、または診療所として扱います。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療をうけたときは、合算して計算されます。（その時でも歯科は別）

5、入院と通院  
 一つの病院、診療所でも、入院と通院は別に扱い合算しません。

6、差額ベットやつきそい看護料。  
 保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベット代や基準看護の病院へ入院したときのつきそい看護料、または歯科で認められている差額徴収などは、一部負担金の中に入りません。

7、療養費払い（患者が代金を支払い、あとで国保から払いもどしをうける場合）  
 基礎看護でない病院、診療所へ入院したときの看護料、生血代、治療用器具代、あんま、マッサージ、はり、灸師などの施術代、移送費、やむを得ない理由で保険証を使わずに医者にかかったときの医療費など、患者が代金を支払い、あとで国保から払いもどしをうける、いわゆる「療養費払い」の場合も、高額療養費は、支給されず、支給をうける手続き。

◎所定の「高額療養費支給申請書」を国保の係まで提出してください。国保では病院、診療所から提出される「診療報酬請求明細書」にもとづいて一部負担金の額を計算し、払いもどします。◎いつごろ支給されるか。「診療報酬請求明細書」は診療を受けた月の翌々日の中ごろに国保へ回ってきます。高額療養費のお支払いはその後になります。

### 昭和50年度分の町県民税の申告について

町（県）民税の申告の時期となりました。受付は三月十五日までとなっております。皆様方御自身で昭和四十九年中（一月から十二月まで）の所得金額を正確に計算して間違いない申告をして下さい。

税務課